平成２４年（フ）第６３号
埼玉県草加市新里町1488番地１　サンプリンセスＹＳ・Ｂ―５号
破産者　山中　康至
１　決定年月日　平成24年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７６１号
広島県東広島市高屋町小谷2094番地２
破産者　藤井　嵩博
１　決定年月日　平成24年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１号
広島市安佐南区東野３丁目29番２―302号
破産者　佐々木和之
１　決定年月日　平成24年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２号
広島市安佐南区東野３丁目29番２―302号
破産者　佐々木明子
１　決定年月日　平成24年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５６号
北海道小樽市相生町５番33号
破産者　大場　博文
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第２０５号
福島県伊達市保原町字宮下165番地４、従前の住所福島県伊達市保原町字赤橋129番地７
阿武隈ハイツＣ101号
破産者　寺島　秀子
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５５号
宮城県登米市迫町佐沼字駒木袋70番地１、前住所福島県東白川郡矢祭町大字下関河内字狢久保２番地８
破産者　及川美喜雄
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
鳥取県米子市皆生温泉１丁目１番56号、申立時の住所群馬県館林市大手町６番38号
破産者　小島　正宏
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第３４２号
横浜市保土ケ谷区上星川３丁目21番３―1001号
破産者　佐藤　直美
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４３号
横浜市保土ケ谷区上星川３丁目21番３―1001号
破産者　佐藤　直志
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６００号
横浜市神奈川区片倉２丁目64番８号
破産者　本所　良一
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３１号
横浜市青葉区桂台２丁目26番地４　桂台マンション103号
破産者　若松　一夫
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１０号
相模原市緑区相原４丁目７番13号　エトワール101号
破産者　山内　英器
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２１２号
愛知県岡崎市中島町字上町86番地１
破産者　ＨＡＴＨＩ＆ぼて叶こと　杉浦　昌樹
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６１６号
愛知県豊田市大沼町高儘15番地
破産者　柴田　雅文
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
愛知県豊田市日南町１丁目19番地１　クインズヒル日南203号、旧住所愛知県豊田市朝日町４丁目５番地８　セジュールフヂエＢ―103号
破産者　永田　厚子
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
沖縄県沖縄市池原５丁目２番16号　池原グリーンマンション102号室、開始決定時の住所愛知県豊橋市神ノ輪町65番地１　103
破産者　屋良　朝健
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第９２号
熊本県宇城市小川町南部田731番地
破産者　吉田　　綾
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係